

令和３年度大規模展示会出展及び商談会開催事業 テーマ別商談会（海外販路開拓Ⅱ）参加事業者 募集要項

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、見本市や商談会の中止、延期が続く中、県内事業者は県外での商談機会が減少し、大きな打撃を受けています。本事業では県内中小事業者（食品/雑貨）の稼ぐ力を高めていくことを目的とし、テーマ別商談会を実施することで、継続した販路開拓の機会を創出します。

2 実施主体

岡山県、（公財）岡山県産業振興財団

3 募集の概要（海外販路開拓Ⅱ）

（１）テーマ別商談会

- ・実施日時 令和４年２月２４日（木）１１：００～１６：３０
- ・実施場所 ラヴィール岡山（岡山市北区駅元町1-10）
- ・商談方式 事前マッチング個別商談（１商談あたり３０分）
- ・募集事業者数 １０者程度
- ・参加費 無料

（２）参加バイヤー

①日成共益株式会社

住所：東京都千代田区神田美土代町７

中国、台湾、香港、シンガポール等へ輸出

②株式会社トラスト・ジャパン

住所：香川県高松市鶴市町821-3

主に香港へ輸出

③南山物産株式会社

住所：東京都杉並区荻窪5-28-16 西武信用金庫荻窪ビル3F

アメリカ、香港、シンガポール、台湾、フィリピン等へ輸出

④株式会社CHOKA'S（チョカス）

住所：大阪府大阪市中央区平野町3-4-9 4F

中国、香港、台湾、ベトナム、インドネシア、シンガポール他へ輸出

⑤クラウン貿易株式会社

住所：兵庫県神戸市中央区御幸通3-2-18

アメリカ、カナダ、EU、中国、シンガポール、インド等へ輸出

＜各バイヤーの求める商材については別紙1のとおり＞

4 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に海外への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （2）県税を滞納していないこと。
- （3）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （5）事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- （6）食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJ I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- （7）厚生労働省が掲げるHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。（※2）
- （8）原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- （9）各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。

※1 「中小企業等」：岡山県内に事業所を有し、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）を対象とする。

※2 「HACCPについて」：今後、支援事業の申込時にHACCPに沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としております。

2021年6月から原則としてすべての食品等事業者のみなさんに

「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが義務づけられます。

厚生労働省：HACCPに沿った衛生管理の制度化について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

HACCPについて不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。

5 申込期限等

(1) 申込期限

令和4年2月9日（水）17時必着

(2) 提出書類

①参加申込書

②F C P展示会・商談会シート

③会社概要（企業のパンフレット等・PDF可）

④H A C C Pに沿った「衛生管理計画」および「記録簿」

- ・①及び②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。（https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2493.html）
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

(5) 提出方法

メールまたはFAX

6 その他

(1) 応募に係る費用は全て事業者の負担とします。

(2) 提出された申請書類等は、返却いたしません。

(3) 参加事業者は、スムーズな事業実施のため、公益財団法人岡山県産業振興財団の指示に必ず従ってください。

(4) 参加事業者が損害を被った場合、その損害については参加事業者の負担となります。

(5) 特別なノウハウや秘密事項については、参加事業者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対応をおとりください。

(6) 商談のマッチングについてはバイヤー希望を優先しますので、申込みいただいても商談が設定できない場合もあります。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンラインでの開催となる可能性があります。

(8) オンラインでの開催の場合は商品サンプル等を、直接バイヤー様に送付いただく予定です。サンプル等送付に係る費用は事業者の負担とします。

7 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課(大村、藤井)
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301 (テクノサポート岡山)

電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp